

告発状

平成28年 5月10日

平成27年 6月 9日

東京地方検察庁 御中

告発人

〒261-0003

住所 千葉市美浜区高浜6-18-9

電話 090-4824-7899

職業 合同会社未来 代表

生年月日 昭和24年9月9日生

氏名 長野恭博 印

被告発人

正犯の成す、刑法194条 特別公務員職権濫用罪および刑法172条 虚偽告訴罪に対する、刑法62条1項幫助罪

1) 金軍学の弁護士 弁護士 姓名不詳

第1章. 告発の趣旨

被告発人は正犯の成す下記犯罪に対し心理的に実行行為を促進したものである。

日本は、「不法就労」に対して、不法就労した外国人を「出入国及び難民認定法（以下「入管法」と言う）」70条「不法就労罪」で刑事処分し、不法就労させた雇用者を入管法73の2条「不法就労助長罪」で、両者を平等に刑事処分することで、日本国憲法の「法の下での平等」や恣意的に外国人を処分することを禁じた「国際法」に反しないように立法しています。

しかし、実態は、（不法就労させた雇用者）を「不法就労助長罪」で処分せず、（不法就労した外国人だけ）を「不法就労罪」で刑事処分し、国外追放にしています。

これは、外国人を恣意的に差別することを禁じた国際法に反しています。日本国憲法の法の下での平等にも反しています。

不法就労させた「不法就労助長罪」で事業者を処分しないのであれば、不法就労させられた外国人も、処分なし（無罪）が法の論理です。そうであれば当然、如何なる、不法就労の幫助者もいないということです。これが法の下での統治であり、基本的人権の尊重であり、国際法の遵守です。

2010年に発生した当入管法違反幫助事件では、もっと悪質な、犯罪行為をしました。従来は不法就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分せず、不法就労した外国人だけを「不法就労罪」で罰金刑にして国外追放していたのですが、「不法就労助長罪」の雇用者にかわる、第三者の「幫助者」をでっち上げ、平等に処分したように見せかけるため、第三者を刑事処分して、不法就労した外国人を罰金刑でなく「懲役刑」にして国外追放したのです。第三者とは、採用予定の正犯に雇用契約書を提供した告発人と共犯とされた元部下の中国人「金軍学」です。

私と共犯とされた「金軍学」は、中国人の不法就労に対して、その幫助行為をしたとして、国際法を遵守するため創設された、不法就労に対する幫助行為や助長行為を規定した特別法である「不法就労助長罪」でなく、不法にも、「内容虚偽の雇用契約書」を提供したから、在留資格が容易に得られた。それで日本におられた。日本におられたから不法就労できた。との因果関係で、一般法である刑法の「幫助罪」を乱用され実刑（懲役刑）を受けました。

「金軍学」や私だけでなく、私の知る限り、2014年、2015年にはフィリピン大使館職員や外交官まで同様の不法な論理で「幫助罪」が適用され刑事処分されております。

私の主張は、刑法の幫助罪適用は、以下の理由により適用法違反による犯罪行為です。被告発人らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

1. 不法就労に対する幫助罪は、特別法にあたる、入管法の73の2条「不法就労助長罪」で規定されています。正犯や警察官、検察官も認めるように、「金軍学」は、「不法就労助長罪」に規定する行為はしていません。

2. 正犯を雇用した事業者は何れも、お咎め無しで入管法が規定する「不法就労助長罪」で処分されていません。そうであれば雇用された正犯もお咎め無しの無罪です。そして如何なる幫助者も存在しないということです。

3. 次に、「内容虚偽の雇用契約書」の提供が在留資格の取得を容易にしたとは言えません。

在留資格を容易に取得させたというが、在留資格の付与条件は法律で規定されておらず、付与条件は未公開で、法務大臣が裁量で付与するものであり、在留資格を容易にしたとは言えません。

「内容虚偽の雇用契約書」で在留資格を得たのであれば、入管法22条の4の4在留資格取消で規定するとおり不法就労とは別個のものです。

仮に「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば、不法就労（資格外活動）にならないことは自明の理です。したがって在留資格の取得と不法就労とは何ら関係のないものです。

憲法31条に「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」（法律の定めとは、国会で制定した法律を指します。地方議会で制定した条例も含む）に照らして、雇用契約書の提出は、法律でも、省令でもなく、課長通達で外国人に提出を求めるもので、事業者として協力したものであり、仮に虚偽であるとしても、法務大臣が裁量で与える事案について刑事罰を科す根拠法がありません。唯一あるのは、法務大臣は、その対処として入管法で在留資格を取消することができるとしています。

在留資格の付与は法務大臣の裁量ですが、法務大臣は法律ではない法務省の「省令」で、技術や人文国際については、大学、短大等を卒業して専門知識をもっていることを付与方針として規定していますので、「卒業証書」であれば在留資格付与の大きな要因だと推測できますが、雇用契約書が在留資格の取得を容易にするとは言えません。

在留資格を得られたから本邦におられた。本邦におられたから不法就労できたと言うが、在留資格は付与条件を未公開で法務大臣が裁量で与えるものです。

在留資格を受けても、更に入国許可（パスポートへの証印）も許可条件を未公開で、外務大臣が裁量で許可を与えて在住（入国）が可能になるものです。よって、雇用契約書が虚偽だとしても両大臣の裁量権限を容易に左右できるとは言えません。

事実として、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものですから、告発人らは、入管との質疑などで在留資格について次のように説明され運用させられていました。

1) 「卒業証書」で在留資格要件が満たされ専門知識があれば、雇用会社が不適當若しくは雇用契約書が虚偽などの場合は、外国人に対して、雇用契約会社を変えさせて再申請させている。

2) 雇用契約書を交わした外国人が在留資格を受けて入社しなくとも、在留資格は外国人個人に付与するもので、付与後は、在留資格（技術や人文国際）の範囲でどこで働こうと自由である。

3) 在留資格を取得後、雇用契約会社に入社できなくとも、直ちに在留資格が取消されるのではなく、一定期間内に、在留資格の範囲で雇用先を見つけ就労できる。

よって、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとはいえ、また、在留資格の取得と不法就労とは何ら、因果関係はありません。

前記したように「内容虚偽の雇用契約書」で法務大臣より裁量で、技術や人文国際の在留資格を得たとしても、技術や人文国際の在留資格の範囲で働いていれば不法就労にならないことは明白で、「内容虚偽の雇用契約書」と不法就労とは関係のないことは自明の理です。

彼等が不法就労者になったのは、働く資格のない在留資格の外国人を雇用して働かせた事業者の責であることは自明の理であります。

以上により、入管法の立法趣旨どおり、不法就労に対する幫助・助長行為は「不法就労助長罪」に規定するどおりで処分しなければ不当であり、幫助罪の適用は不法です。

2015年、大阪で中国人留学生がホステスをして「不法就労罪」で処分され「国外退去」になりましたが、不当だとして裁判で争い、無罪になっています。

このときの判決理由は、資格外活動として、週に28時間の就業時間制限や風俗営業での就労を認めていないのは、入管法本則（法律）ではなく細則（省令）なので、法律違反ではないとして起訴を退けたのです。

4. 外国人は日本におられるようにしたら犯罪をすると断定するのは、外国人に対する人権侵害です。そして、外国人を日本におられるようにしたら、その外国人が犯罪行為を犯せば幫助罪だとするのは幫助罪の乱用で、国民は安心して生活できません。

外国人のした不法就労に対して、その幫助行為の処罰を定めた「不法就労助長罪」でなく、日本に在住できるようにしたから犯罪ができたとの因果関係で、何ら刑事罰にならない在留資格取消行為の幫助を理由にして、刑法の「幫助罪」を適用するのは、**幫助罪の乱用で違法です。**

不法就労の幫助理由に、(課長通達で要求された)「(内容虚偽の)雇用契約書」を正犯に提供したから、(法務大臣より裁量で)在留資格が容易に取得できた。在留資格が得られたから、(外務大臣より裁量で入国査証が得られ)日本に在住できた。日本に在住できたから不法就労ができた。との因果関係で刑法の幫助罪を適用していますが、前記したように、仮に「内容虚偽の雇用契約書」であっても在留資格の取得や入国査証の許可とは、何ら法的な根拠がなく、明らかに因果関係がなく、又、日本におられるようにしたから犯罪ができることは外国人に対する悪質な差別であり、人権侵害であり、また、幫助罪の乱用で違法です。

日本では、こうした遠い因果関係の論法を「風が吹けば桶屋が儲かる論法」と言います。風が吹けば、何故、桶屋が儲かるのか・・・?因果関係を話せば長いのです。そしてシナリオは色々あります。つまり、因果関係は「こじつけ」なのです。

こうした、遠い因果関係で幫助罪を適用する習慣が根付いていれば、恐ろしい日本社会です。国民は安心して生活ができません。

日本に在住できるようにしたから「不法就労」ができた。よって、因果関係は明白であると言うが、外国人にアパートの一室を貸して、日本に在住できるようにした。日本に在住できたから殺人ができたとしてアパートのオーナーに「殺人罪」の幫助罪が適用できるのでしょうか???この答えとして、

取調べの警察官は、「社長、中国人が不法就労したから、不法就労に対する幫助罪で済むけど・・・中国人が、殺人をしていたら、殺人罪に対する、幫助罪ですよ!気をつけてくださいよ!」と言いました。既に、アパートのオーナーに、殺人罪の「幫助罪」を適用しているのです。

外国人を平等に扱う日本人を面白く無いと思えば、この日本人に対して、裁量で殺人の幫助者にもしてい

るのです。人権侵害の根本は、恣意的な外国人排除の習慣が根付いているからです。

よって被告人正犯らの罪名は刑法の「虚偽告訴罪」であり、「特別公務員職権乱用罪」です。

個々については、第2章 告訴事実記載しますが、「特別公務員職権濫用罪」は、その職権を濫用して、他人を逮捕、監禁することによって成立する罪です。特別公務員職権濫用罪の犯罪構成要件該当性については、①主体が特別公務員であること、・・・事実 警察官、検察官や裁判官らです。②人を逮捕・監禁したこと、・・・事実として逮捕・監禁されました。③職権を濫用したこと、によって成立します。・・・職権を濫用したか否かですが、濫用とは、職務上の権限を不法に行行使することで、その手段や方法は、暴行・脅迫だけでなく、法律上・事実上、被害者に対してその結果を受け入れざるえない程度に意思決定の自由を圧迫するものであれば足りるとされています。

職務権限については、第三章 注釈的説明で 記載しますが、警察官について言えば 刑事訴訟法 第八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとします。と規定されています。

よって、犯罪が思料されない、つまり、なんら法に違反していないのに、捜査、逮捕、監禁することは、不法な行為であり、特別公務員職権乱用罪にあたります。

告訴事実に記載のとおり、不法な内容虚偽の逮捕状等を提示するなどして意思決定の自由を圧迫し職務上の権限を行使しています。

特別公務員職権濫用罪は故意を必要としていませんので、この明らかな不法な行為は、職権乱用であるので、犯罪は成立します。

名誉回復のための手段は「再審請求」です。しかし、「適用法の誤り」は再審請求できません。しかし事件に関わった警察官や検察官の犯罪を起訴し、犯罪が確定すれば「再審請求」できます。

私は、日本の司法が、法の下での統治、基本的人権の尊重、国際法の遵守を実現する証として、検察が自主的に再審請求することを望んでいます。

よって、何度めかになりますが 告発状を提出いたします。

以下の被告発人の所為は、正犯の成す、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪および刑法 172 条 虚偽告訴罪に対する、刑法 62 条 1 項幫助罪に該当する者と考えるので、被告発人を厳罰に処することを求め告発します。

第2章. 告発事実

I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実

1. 正犯の正犯の警察官らは、平成 22 年 6 月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消 22 条の 4-4 の幫助行為を指して、虚偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内において金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に逮捕令状を虚偽請求し、被告発人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ない取調べを行ったもので、警察官らの所為は、刑法 194 条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第 37 条 1 項に反し法令等

の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

2. 正犯の警察官らは、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、虚偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に留置中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の容疑で、事前に東京簡易裁判所に（再）逮捕令状を虚偽請求し、被告発人は持っている職権を乱用し内容虚偽の不法な逮捕令状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行ったもので、警察官らの所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

3. 正犯の検察官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、虚偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の容疑などで、不法に勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

4. 正犯の検察官は、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、虚偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の容疑などで、不法に（再）勾留請求を行ない、勾留状を不法に取得して、職権を乱用し内容虚偽の不法な勾留状で、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行ない取調べを行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助

したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

5. 正犯の検察官は、取調べの検察官より引き継ぎを受け、平成22年7月下旬頃より、平成22年10月末日頃まで、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、入国者収容所（又は都内の警察署）に収監中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の被告として釈放せず、そして同年10月末頃、公判において不法な内容虚偽の起訴状を読み上げ公判を開始し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁をして公判を行ったもので、検察官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

6. 正犯の裁判官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

7. 正犯の裁判官は、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪などの容疑による、警察官の不法な（再）逮捕状請求を、情により適法と認め、逮捕状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

8. 正犯の裁判官は、平成22年6月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の容疑などによる、裁判官の不法な勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたものです。

被告発人の弁護士 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

9. 被告発人の弁護士 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

10. 正犯の裁判官は、平成22年7月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪が思科されるとして、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の容疑などによる、検察官の不法な（再）勾留状請求を、情により適法と認め、勾留状を不法に発行し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせたもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

11. 正犯の裁判官は、平成22年10月末頃頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、嘘偽に、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、入国者

収容所（又は都内の警察署）に収監中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪による、検察官の不法な内容虚偽の起訴を、情により適法と認め、釈放せず、公判を開廷し、意思決定の自由を圧迫し、金軍学には何の義務もない、不法な逮捕・監禁を行なわせ公判を行ったもので、裁判官の所為は、刑法194条 特別公務員職権濫用罪に該当するものです。

尚、被告発人の裁判官岡部豪は、告発人の判決書の因果関係でも、風が吹けば桶屋が儲かるの論法で、幫助罪の因果関係をのべており犯罪を証左するものです。

悪しき判例を作ったものです。この判例により、被害は日々拡大されているのです。

被告発人の弁護士 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

以上11件の告発事実（犯罪事実）について、以下は逮捕監禁の目的を補充

逮捕状、勾留状等の請求目的は、告発人を幫助罪とするので、在留資格取消の幫助行為における虚偽の雇用契約書を作成し提供したとして、東京地方裁判所へ起訴するための捜査をして被告発人のシナリオで調書を取ることと、自白を強要するためであるが、虚偽の雇用契約書を作成し提供した幫助行為が罪にならないので、故意を立証する行為は違法です。

告発人の経営するレフコ社は、昭和58年10月設立、資本金16,492万円あり大会社だったので、犯罪者にすれば社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大きいと考えたのです。

正犯の犯行目的は、平成16年に創設された不法就労の助長行為を防止する在留資格取消の趣旨を悪用して、不法就労した正犯と不法就労の刑法幫助罪をした告発人と金軍学の両者を犯罪者とする事で、先輩ができなかった、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幫助者を処分することで、不法就労した外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。事実、この後フィリッピン大使館職員や外交官は、この手口で犯罪人にされています。

被告発人は、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したものです。

以下は犯罪が思科されない理由と違法行為

「何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないとは」詳しくは、第1章、告訴の趣旨で記載しましたが正犯の犯罪要旨を再掲します。

この事件は、入管法で規定する犯罪である。不法就労に対しては、不法就労をした外国人を「不報就労罪」で、また、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幫助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分することが規定されている。

よって、入管法の不法就労に関しては、両罪でこの事件は完結しなければならないが、正犯のみを「不報就労罪」で刑事処分し、不法就労させた事業者を、不法就労に対する幫助罪である「不報就労助長罪」で公平に処分せずに、内容虚偽の雇用契約書を提出し、在留資格の取得を容易にしたので正犯は不法就労ができたとして、告訴人を不法就労の幫助罪としたが、前章の告訴の趣旨で記載したとおり、不法である。

従来は、不法就労した外国人だけを恣意的に「不法就労罪」で罰金などで刑事処分し国外退去させ、不法

就労させた事業者を「不法就労助長罪」で処分していないが、法の下で公平でなく、国際法に反する行為であるので、外国人も無罪としなければならないが、この事件では、手柄を得たい入管法に熟知した被告人は検察官と共謀し、不法就労させた事業者を情により処罰せずとも、不法就労者を処分する新たな手口を画策したのです。

先に不法就労で逮捕した正犯を罰金刑ではなく懲役刑として刑事処分するため、法の下で平等に処分するように見せかけ、また国際法にも反しないとするため、告訴人らを虚偽の幫助者とする事で、不法就労の両者を公平に刑事処分したように見せかけるため、入管法違反（資格外活動）の刑法幫助罪の犯罪者として、でっち上げたのです。そのため虚偽逮捕、虚偽送検の犯罪を企てたのです。

在留資格の付与条件は未公開で、在留資格は法務大臣が裁量で付与するものです。そして、仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていた場合には、法務大臣は、入管法22の4条の4により「在留資格の取消」を行うことができると入管法は規定しているので、入管法では不法就労と内容虚偽の雇用契約書との因果関係は全く無い。

仮に正犯が、内容虚偽の雇用契約書を提出して、技術や人文国際の在留資格を得ていたとしても、在留資格の範囲内で働いていれば「不法就労」とならないことは自明である。

真実は、正犯が、在留資格の範囲外で就労したので、不法就労となったものである。それは「不法就労助長罪」で規定するように、正犯を雇用して資格外の不法就労をさせた事業者がいたからである。

よって、仮に内容虚偽の雇用契約書であったとしても、不法就労とはなんら因果関係はないが、一般国民が入管法や国際法に疎いことを悪用した犯罪で、外国人だけを「不法就労罪」で懲役刑として刑事処分して手柄を立てたいばかりに、不法就労とは因果関係のない、「風が吹けば桶屋が儲かる論法」で、不法就労とは関係ない第三者を不法就労の幫助者としてでっち上げ、刑法の幫助罪を乱用しているのである。

告訴人の経営するレフコ社は、昭和58年10月設立、資本金16,492万円あり大会社だったので、もと社員の金軍学を共犯として犯罪者にすれば社会に与えるインパクトが大きいので、手柄が大きいと考えたのです。

犯行目的は、不法就労した正犯と不法就労の刑法幫助罪をした告訴人らの両者を犯罪者とする事で、先輩警察官、検察官、裁判官らができなかつた、入管法違反事件でおそらくはじめての、不法就労助長罪で事業者を刑事処分しなくとも、在留資格取消の幫助者を処分することで、不法就労した外国人を刑事処分することが出来る実績を作り、手柄をたてるためです。

事実、この後フィリピン大使館職員や外交官は、この手口で犯罪人にされています。

なお、中国人は、法務大臣より在留資格取消（第22条の4 4項）を理由として、国外退去の処分さえ受けていないので、在留資格取消の幫助とも言えないので全くの虚偽です。

したがって、金軍学は何ら犯罪行為をしていないのに、卑劣な違法行為の手口で犯罪者にし、不法な手段で意思決定の自由を圧迫しての、被告発人の不法な逮捕・監禁行為は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

被告発人が、上記の趣旨で正犯の犯罪を指摘し、冤罪であるので、即時釈放を求めれば、正犯は、犯罪を認めざるを得ず、金軍学は即時釈放されたことは自明の理であります。

しかし、被告発人は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

よって、被告発人の所為は、前記 1 1 件の警察官、検察官、裁判官ら正犯のなす 刑法 1 9 4 条 特別公務員職権濫用罪に対する 刑法 62 条 1 項幫助罪に該当するものです。

II. 虚偽告訴罪 幫助の犯罪事実

1. 正犯の警察官らは、平成 2 2 年 6 月中旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消 2 2 条の 4・4 の幫助行為を指して、虚偽に、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、金軍学らを代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、都内の警察署に逮捕監禁中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告発（送検）したもので、警察官らの所為は、刑法 1 7 2 条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第 3 7 条 1 項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

2. 正犯の警察官らは、平成 2 2 年 7 月上旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消 2 2 条の 4・4 の幫助行為を指して、虚偽に、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、金軍学らを代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは、犯罪であるとして、都内の警察署に逮捕監禁中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪の容疑などで、東京地方検察庁に内容虚偽の罪名で虚偽告発（追加送検）したもので、警察官らの所為は、刑法 1 7 2 条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第 3 7 条 1 項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

3. 正犯の検察官は、平成 2 2 年 7 月下旬頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消 2 2 条の 4・4 の幫助行為を指して、虚偽に、手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にすることを画策し、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、金軍学を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させることを画策し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪として、都内の警察署に逮捕・監禁中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪で、東京地方

裁判所に虚偽告発（起訴）をしたもので、警察官らの所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するもので、検察官の所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

4. 正犯の検察官は、平成22年10月末頃、持っている職権を不法に乱用して、金軍学は何ら犯罪が思科されないし、犯罪行為をしていないにもかかわらず、真実は入管法の在留資格取消22条の4・4の幫助行為を指して、虚偽に、取調べの検察官に同調し手柄を得たい被告発人は、不法就労した正犯を通常の対処と異なり、入管法違反（資格外活動）で厳しく懲役刑にしたので、それには国際法に反しないために、入管法の幫助者である雇用者を不法就労助長罪で処罰せねばならないが、情により処罰したくないので、画策通り、金軍学を代わりの幫助者としてでっち上げ刑法で処罰させるため、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供したことは犯罪であるとして、入国者収容所（又は都内の警察署）に収監中の金軍学を入管法違反（資格外活動）の幫助罪で、東京地方裁判所に虚偽告発（論告求刑）をしたもので、検察官の所為は、刑法172条 虚偽告訴罪に該当するものです。

被告発人の弁護士 氏名不詳は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

尚、被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、金軍学は、即時に釈放され、事件は終了していたことは明らかであります。

以上4件の告発事実（犯罪事実）について、以下は虚偽告発の目的を補充

前記 I. 特別公務員職権乱用罪 幫助の犯罪事実 に同じです。

したがって、金軍学は何ら犯罪行為をしていないのに卑劣な違法行為の手口で犯罪者にしたので、被告発人の不法な虚偽告発は単なる過失ではなく悪質な故意のある犯罪行為（後述）です。

被告発人が、上記の趣旨で正犯の犯罪を指摘し、冤罪であるので、即時釈放を求めれば、正犯は、犯罪を認めざるを得ず、金軍学は即時釈放されたことは自明の理であります。

しかし、被告発人は、正犯のなす犯罪行為を、弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

よって、被告発人の所為は、前記4件の警察官、検察官ら正犯のなす 刑法172条 虚偽告訴罪に対する刑法62条1項 幫助罪に該当するものです。

III. 悪質な故意のある犯罪行為 （告発事実の故意について）

1. 風が吹けば桶屋が儲かる式の結論ありきの強引な因果関係による幫助論はぞっとします。

正犯の虚偽告発・逮捕監禁の犯罪趣旨は、告発人が共犯者の金軍学と共謀し、内容虚偽の雇用契約書を不法就労した正犯に提供することで、正犯は在留資格を取得できた。

正犯は在留資格が得られたので日本に在留できた。

在留できたので不法就労することが出来た。

よって、入管法違反（資格外活動による不法就労）の幫助所為をした犯罪であるとしたのです。

理由とした因果関係は、入管法の趣旨を大きく逸脱し、また幫助罪論理さえ逸脱した、明らかに適用法を違法にこじつけた明らかに故意のある犯罪です。

こういう「風が吹けば桶屋が儲かる」論法が許されるのであれば、在留できたので不法就労することが出来た。の部分は、在留できたので殺人ができたとして、殺人罪の幫助罪にも出来るのです。

中国人は在留資格が得られたので日本に在留できた。の部分は、アパートの一室を借りることができたので、日本に在留できた。在留できたので、不法就労できた・・・在留できたので殺人ができた・・・すべて在留することができたに掛かる犯罪は、幫助罪にできることとなります。

もちろん、幫助罪ですから、故意がなければなりません、結論が決まっていますから、故意はいくらでもでっち上げることができます。

この事件でも、金軍学が報酬（謝礼）の分け前をを銀行振り込みしたとしています。

告発人は、内容虚偽の雇用契約書を正犯に提供したわけではなく、リーマンショックで予定していた4月の定期入社を採用ができなくなったので、採用を中止したためです。

告発人は、リーマンショックがなければ、採用して、派遣で、一人あたり月10万円くらいはピンはね出来ますので、虚偽の採用をする必要のないことは、業界の者でしたらすぐにわかります。しかし、特別公務員は税金で給与を貰っているのでビジネス感覚がまったくわからないのです。それで、被告発人は、リーマンショックなどの経済状況変化のわからない特別公務員なので、正規の雇用契約書を内容虚偽の雇用契約書と決めつけるのです。

これで、でっち上げの材料はできたのですが、幫助罪ですから「故意」が必要になります。それで、採用を任せられた金軍学のブローカー業務的な、謝礼の受け取りに着目するのです。

求人任せられた採用担当は、有利な立場に立ちますから、中国文化では当然、謝礼の受け取りが発生します。この所為は感心しませんが中国文化では当たり前、むしろ儒教文化では、仲人などへの謝礼と同じ感覚なのです。

中国ビジネスで賄賂なしでは仕事ができないのと同じです。もちろん、中国文化を理解しない、論語さえ読んだことのない被告発人には、不道徳に見えるのです。それで、この謝礼の内、一部が告発人に流れたとでっち上げるのです。

被告発人の警察官は逮捕前に金軍学の経営する店に偵察に行き、彼がブローカー業務をやっていることも知っているし、居抜きのお店は従業員が数人いる大きな飲食店ですから、開店には1000万円以上の資金が必要なことくらい分かります。

当然、この金は、ブローカー業務でためた資金からですが、4人からの謝礼を全部合計しても1000万円にはなりません。しかし、強引に一部が告発人に流れたとして故意論をでっち上げるのです。

公判でも検察官中野麻衣は、レフコ社に入金された普通預金の記録から「キン」の名前で入金されているのは「金軍学」と断定したのです。中国人が、「姓」のみで銀行振込することは100%ないと中国人はいいます。日本人でもしません。

また報酬（謝礼）の金を銀行振込することも絶対ないと言いますが、警察官、検察官らは、自らの生活習慣をそのまま中国人にあてはめたのです。

しかし、**警察官、検察官らが、仲人さんへの謝礼やお中元、お歳暮を銀行振込で、しかも「姓」だけで行っているとは、衝撃でした。**

被告発人は、逮捕状や起訴状をみて、嘘偽の雇用契約書提供の関係が不法就労に結び付くのは「風が吹けば桶屋が儲かる」の論法と感じたと思いますが、なぜ因果関係になるのかを追求すれば、在留資格取消のトリックも判明したと思うので、未必の故意以上の故意を感じます。

2. 未必の故意

在留資格の付与条件、入管法の在留資格取消(22条の4)や不法就労助長罪(73条の2)の存在を知らなかった、失念していたので、単なる過失だと言い訳するのであれば、不法就労に関わる入管法事件を扱う弁護士として、入管法の趣旨、関連条項の創設、改定趣旨やその内容などの法令調査を怠らなくて、職務を行うことは、適用法誤りが指摘できず、取り返しがつかない人権侵害をおこし、被害者を社会のどん底に引きずり落とす悲惨な結果になることは、職務の性格上、充分認識していたとされるので、「未必の故意」といえます。

また、入管法違反事件を扱う弁護士が、入管法を知らなかったと言うのであれば、法治国家としての体をなしていないので、許されることではありません。

弁護士が、法律を知らなかったので、適用法を誤ったと平然とするのでは、国民は安心して生活できません。

弁護士職務基本規定第37条1項に反し法令等の調査を怠り、弁護士法に反して正犯の犯罪事実を指摘して告発人を弁護せず、未必の故意で正犯のなす犯罪行為を法律の専門家として適法として指摘せず、心理的に実行行為を促進したもので、つまり犯罪を幫助したものです。

被告発人が、犯罪事実を指摘していれば、正犯は犯罪事実を認めざるを得ず、告発人や金軍学は、即時に釈放され、事件は終了していたことは自明の理であることから証左できます。

3. 被告発人の幫助行為について故意

金軍学の弁護人は、最初の法定で会いました。最初で最期です。金軍学の弁護人は、公判が開始されると、罪状認否で、金軍学に代わり、「全てを認めます」と言いました。認めるのは勝手ですが、日本の法律に疎い、金軍学が哀れでした。

以下は、告発人の弁護士村上との経緯ですが、金軍学の弁護人にも同じことが言えます。

村上弁護士は、告発人が逮捕された当日夜、入管法のコピー数枚を持って接見に来ている。入管法そのものは小さな法律です。数回、読み返しても2、3時間もあれば法令調査は十二分に可能です。

この事件は、告発人からすると事実関係を争うものではなく罪刑法定主義を争うものなので、弁護士職務基本規程)を遵守すれば、以後の公判、実刑などの悲劇は起きなかったのです。

告発人の主張する、不法就労に対する幫助罪は不法就労助長罪しかない。
在留資格を得るには入管法では必要に応じて事実調査を行い在留資格が付与されており、
若し不正をしても在留資格取消処分です。などの主張に耳を傾け、入管法を冷静に熟読したり、
入管法に詳しい専門家に意見を聞くなりしていれば、正犯の成した不法就労に対する幫助罪の逮捕理
由である、入管法の在留資格の取消し（第22条の4 4項）を逮捕理由とする、
適用法誤りはすぐに発見できたのです。

それを警察、検察の主張に傾注し幫助罪の犯罪構成要件における時間差論に独走して、
告発人の主張を手続き論だとして耳を傾けなかったのです。

告発人は法学については一般教養レベルであるが、
サラリーマン時代から、中国貿易においては通産省に行き専門官などから指導を受け、
関連する法律を確認しながら違反しないようにしてきました。
企業経営においても、公開準備会社として法令遵守に気を配り、商法など専門家のセミナーにも通い、
商法なども同様に確認し実践してきました。
入管法についても入管窓口などで教えを請い入管法などで確認しながら実務をしてきたので、
実務的には、弁護士（村上）より理解していたと思う。それで、入管法や入管法細則を東京拘置所に差
し入れて欲しいと依頼するが、差し入れされたのは細則だけでした。

この習性は告発人がコンピュータ技術者であったことによる。
理解するには、天井に届くほどの膨大な量のマニュアルを、
何度も読まなければOS、言語を初め関連技術を習得出来なかったからです。
そして告発人は、システムエンジニア（SE）だったので、社内牽制におけるアプリケーション設計とは、
職務基本規定や詳細規定を作ることだったからです。
規定は作るだけではなく、日々の職務で実行することが必要であることを良く知っているからです。

もし被告発人らが、弁護士法、弁護士職務基本規程にそって謙虚に職務を遂行していれば、適用法誤
りは簡単に見つかり、
被告発人は、正犯の成した不法就労に対する幫助罪の逮捕理由である、
入管法の在留資格の取消し（第22条の4 4項）を逮捕理由とする、
適用法誤りを指摘し、罪刑法定主義の主張をして、弁護人の立場で正当な法律手続きをしていれば、金
軍学はすぐに釈放されていたことは自明の理であります。

警察官、検察官、裁判官らの特別公務員の成す犯罪行為によって
何ら義務のない逮捕・監禁から法律的に開放できるのは弁護士だけです。

入管法の在留資格の取消し（第22条の4 4項）を逮捕理由とする、
適用法誤りを見逃したのは過失との言い訳をするのであれば、
弁護士法、弁護士職務基本規程の定める、
必要な法令の調査を適切に行った上であれば、今回の過失は起こらないのであります。
弁護士法及び弁護士職務基本規程を遵守しないのは、
起こるべきして起きた当然の結果であり、飲酒運転による事故と同じく、弁護士が、
弁護士法及び弁護士職務基本規程を遵守しないのは、結果が見えている未必の故意であります。

弁護士法及び弁護士職務基本規程を遵守しないだけでなく、
刑事事件の弁護経験が少ないことが、刑事事件の弁護に自信を欠き、
警察官、検察官の逮捕理由に法的な誤りはないとの先入観で、
警察や検察の捜査に迎合したことは、結果として、警察、検察の捜査を支援したとしか言えない。
このことは、逮捕後2、3日して検察官（徳永）に接見するが、
検察官（徳永）の言う何ら意味のない、

「公判が持たない」との理由で釈放を拒否されて何ら対抗措置を取っていないことから推測できる。告発人のシステム業界では、こうした会話を「論理的でない」と言いますが、検察官と癒着した意味のない会話であり、まともな弁護活動とは思えません。

弁護士である被告発人らの行為は、犯罪行為を成す警察官、検察官、裁判官らの行為に対して、弁護士法及び弁護士職務基本規程を順守せず、弁護士としての基本職務を行なわないことは、犯罪をなす警察官、検察官、裁判官を心理的に励まし、大いに実行行為を促進したことは明白であり、幫助罪に該当するものであります。

また、弁護士制度の信頼を失うものであり、司法制度の崩壊にもつながりかねないことから厳しい処分が必要であります。

4. 入管法違反(資格外活動)事件は珍しい事件ではありません。弁護士の未必の故意は異常です。

事実として、告訴人が収監された警察の留置所は、不法就労の逮捕者で溢れかえっていました。不法滞在10年以上も珍しくありません。多くの場合、情により雇用者を不法就労助長罪で逮捕さえせず処分しませんので、不法就労した外国人の内、不法滞在者は、通常は刑事処分はせずに入管送りで国外強制退去です。

正規の滞在資格は、多くの場合、不法にも法の下での平等に反し罰金刑などで刑事処分をして恣意的に国外退去をさせているのです。しかし、この事件では正規の滞在資格であるため、罰金刑で国外退去とするところを、懲役刑にして手柄を得るため、在留資格の付与条件は法律の定めがなく法務大臣が未公開の付与条件で裁量により付与するものであるにも関わらず、内容虚偽の雇用契約書の提供が在留資格の取得を容易にしたとして虚偽の幫助者をでっちあげて不法就労罪を適用した、極めて悪質な犯罪です。

余談ですが、日々新聞をよんでいけば下記の記事を目にしたとおもいます。

大阪の中国人女子留学生がホステスとして働いていて、資格外活動の不法就労で逮捕され、「在留資格取消」に該当するので国外退去の行政処分になりましたが、この留学生は珍しく裁判をしました。

裁判の結果、処分取消になり勝訴しています。

留学ビザで風俗で働いてはいけないと決めているのは本則でなく省令だからです。

それに学業成績もよく学業に支障をきたすという理由もはねつけられています。

在留資格の付与条件は法律で規定されておらず非公開で法務大臣の裁量であり在留資格を容易にしたとも言えず、虚偽の書類提出は国外退去の行政処分であることも知っており、正犯を逮捕理由とした、犯罪事実が「在留資格取消」の幫助理由であることは100も承知しており、入管法事件を扱う正犯の職権濫用の犯意は 明らかな故意(認識有る過失) です。

さらに、逮捕され(平成22年6月14日)後、起訴される月の平成22年7月1日より施行された、入管法改正では、「在留資格取消」に、他の外国人に対し虚偽の書類の提出を幫助したりした外国人は、国外退去とする条項が追加され施行されたことでもわかるように、入管法の虚偽の書類提出の幫助が刑事処分の対象でないことは明白であり、入管法事件を扱う警察官らの職権濫用の犯意は 故意(認識有る過失) であると言えます。

不法就労に対しては、法の下での平等及び国際法に反しないように、入管法違反(不法就労)では、不法就労した外国人を不法就労罪とする時は、不法就労させた事業者を、不法就労助長罪で、平等に刑事処分することが、入管法の趣旨であることから、不法就労の幫助罪に、不法就労助長罪以外を適用することが相当でないことを、入管法違反(不法就労)事件を扱う司法警察官は、当然、熟知していたので、不法就労罪に対して、在留資格取消の幫助理由を刑法幫助罪の幫助理由とすることは、計画された故意(認識有る過失) であると言えます。

事実として、多くの入管法違反(不法就労)では、不法就労した外国人を逮捕しますが、多くの場合事業者を逮捕しませんので、雇用者を不法就労助長罪で処罰しない時は、不法就労した外国人は、不起訴もしくは少額罰金で、入管送りとしていたことも職務上、充分に知っていたのです。

従って、入管法の不法就労に関係する不法就労罪、不法就労助長罪、在留資格取消などの法律は充分理解しての犯行ですから、職権濫用の犯意は 故意(認識有る過失) であると言えるのです。

取調べの際、不起訴で釈放されると思った司法警察官(賀来)は、こう言ったのです。

これからは、入管法でわからなければ、警察に聞いてくださいよ。

私でわからないところは、専門の人がいるので聞いて教えますよ。

このことから警察は入管法に熟知しており計算された明らかな故意です。

捜査指揮をした若い検察官徳永は、

取調べの際、告発人が、罪刑法定主義では何の罪にもならないと言うと、

「私は偉いのです。誰があなたのことを信じますか、誰もあなたの言うことを信じませんよ」

「私は偉いのです。認めれば罰金、認めなければ懲役刑にでも出来るのです」

「私は偉いのです。多くの中国人は不起訴または少額罰金で入管送りになります。貴方も認めれば罰金刑にします」と言ったのです。

誰も信じなかったのは確かですが、このことから計算された故意です。

しかし法の専門家である弁護士が、この犯罪を見破れないのは、未必の故意で、ただただ入管法「在留資格取消」を確認しなかったのが原因です。

法律をすべて丸暗記している、裁判官、検察官、弁護士はいないと思います。

だから関係者は、都度、六法を開いて関連法の確認をしているのです。

被告発人は、警察官、検察官、裁判官は必ず適用法調査をして逮捕するので、適用法に間違いがないとして、事件を安易に考え時間をかけずに、金儲け第一で効率的に弁護をしたものです。

弁護人としては異常です。

弁護士職務基本規定さえ守らないで、弁護士への信頼を失わせる犯罪です。

第3章. 注釈的説明

1. 弁護士法 弁護士の使命及び職務

第一章 弁護士の使命及び職務

(弁護士の使命)

第一条 被告発人である弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2 被告発人である弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

2. 弁護士職務基本規程

(法令等の調査)

第三十七条 被告発人である弁護士は、事件の処理に当たり、必要な法令の調査を怠ってはならない。

2 被告発人である弁護士は事件の処理に当たり必要かつ可能な事実関係の調査を行うように努める(遵守のための措置)

第五十五条 複数の弁護士が法律事務所(弁護士法人の法律事務所である場合を除く)を共にする場合(以下この法律事務所を「共同事務所」という)において、その共同事務所に所属する弁護士(以下「所属弁護士」という)を監督する権限のある弁護士は、所属 弁護士がこの規程を遵守するための必要な措置をとるように努める。

第4章 金軍学の被害

被告発人らの、日本国法を侮辱する、悪質な虚偽告発及び職権濫用により、金軍学は、懲役1年半、執行猶予3年 罰金100万円であった。

金軍学は、肉体的苦痛や精神的苦痛、社会的信用を失い、ブローカー業の謝礼で貯めた1000万円を手にした中華料理店を失いました。

そして逮捕、拘留、判決により、生活の基盤である日本から強制退去をさせられ、すべての信用、財産や収入、生活の基盤などを失うことになったのです。

金軍学のうけた懲役刑は、中国での人生にも大きく負担になります。早急に、検察側が再審請求して起訴を取り下げ、賠償をすべきです。

日本人だけだったら、検察官が言った本音（私は偉いんです）で握り潰せますが、日本法は明文法ですから、国際的に握りつぶすことは出来ません。罪のない中国人を罪人にして、金（罰金）まで巻き上げて、国外追放処分にしたのです。国際的にも恥ずかしいことをしてくれたものです。

早急に適切な処理をしないと、いずれ従軍慰安婦や徴用工なみの国際問題になります。この件に関しては、中国人らが注意深く注目しています。

第5章 其の他

I. 立証方法

1. 起訴状出入国管理及び難民認定法並びに刑法等
3. 入管法改正にか
2. 日本国憲法、かる国会議事録（本会議および委員会等）
（法の創設および改正趣旨）
4. 東京地裁判決

II. 関係情報

起訴状

（平成22年東地庁外領第6487、6624
平成22年検第17461、17462、29215、29216）

III. 添付書類

必要な資料は、上記関係情報より取得してください

〒261-0003 千葉市美浜区高浜6-18-9 長野恭博

Eメール nagano@miraico.jp 携帯電話 090-4824-7899